

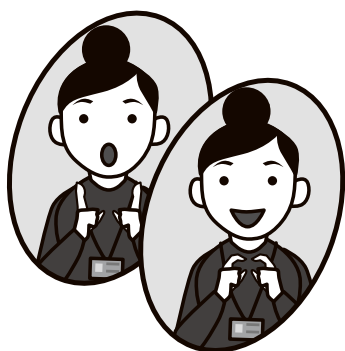
# 学童・生徒のボランティア活動 普及事業協力校活動報告書

## 第37期

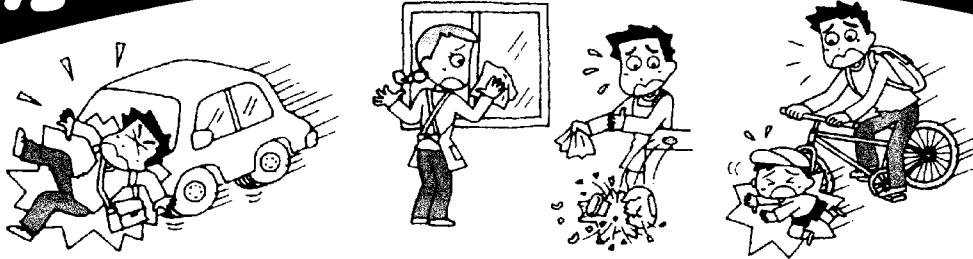
[平成28年度～30年度指定]

## 第39期

[平成30年度短期指定]



# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です)
  - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
  - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者〔個人〕を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

● この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

# はじめに

今日、福祉を取り巻く環境は複雑化し、福祉に携わる人材、団体も多種多様化することで、福祉分野におけるボランティア活動の定義づけが難しくなってきました。しかしそれは、地域社会における人とのつながりの必要性・重要性がクローズアップされることで、様々なボランティアニーズが掘り起こされ、そのために起こる細分化されていった効果とも考えられます。

定義づけにこだわることなく、改めて「ボランティアとは」との考えに立ち返ると、それは身近な人と人とのつながり、支え合い、助け合いであり、特別なことではないと気づくはずです。

こうした精神を子どもの頃から感じられることは非常に貴重であり、私たち福祉関係者をはじめ、大人達にはその環境を作り上げるための努力が求められます。本会では、学校において福祉活動、福祉の学習が推進されるよう、学童・生徒のボランティア活動普及事業を昭和52年より実施してきました。

毎年、道内各地の学校がこの事業を活用くださり、学校関係者のみならず地域の方々、市町村社協をはじめとする関係機関が連携し、それぞれの地域で工夫した取り組みを行っています。

この報告書では、ボランティア協力校として指定された第37期中期指定校の3年間の取り組み及び第39期短期指定校の1年間の取り組みをまとめました。それぞれの学校の創意工夫ある活動、実践事例を参照されることで全道各地域における福祉の学習・ボランティア活動の参考としていただき、さらに子どもたちの福祉の学習・ボランティア活動の環境が広がることを願っています。

最後になりますが、協力校として本事業の推進に取り組んでいただき、貴重な実践事例を御提供くださいました各学校関係者の皆様、また、御支援いただいた地域の各関係機関の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成31年 3月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

会 長 長 瀬 清

# 目次

はじめに	1
1. 第37期中期指定校	
1) 小学校	
①函館市立千代ヶ岱小学校	4
②根室市立花咲港小学校	7
③滝川市立滝川第二小学校	11
④枝幸町立風烈布小学校	13
⑤芽室町立芽室小学校	16
⑥中標津町立俵橋小学校	18
2) 中学校	
①釧路市立大楽毛中学校	21
②武修館中学校	24
③北見市立南中学校	27
2. 第39期短期指定校	
1) 小学校	
①室蘭市立高砂小学校	32
②美唄市立茶志内小学校	35
3. 協力校の視察報告	
1) 小樽市指定地域福祉教育懇談会	40
(手宮中央小学校、潮見台中学校、北陵中学校)	
2) 滝川市立明苑中学校	43
4. 参考資料	
1) 第37期・第39期学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校の一覧	48
2) 学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要綱・要領	49

# 1 第37期中期指定校

## 1) 小学校

---

- ①函館市立千代ヶ岱小学校
- ②根室市立花咲港小学校
- ③滝川市立滝川第二小学校
- ④枝幸町立風烈布小学校
- ⑤芽室町立芽室小学校
- ⑥中標津町立俵橋小学校

## 2) 中学校

---

- ①釧路市立大楽毛中学校
- ②武修館中学校
- ③北見市立南中学校

# 1) 小学校

## ① 函館市立千代ヶ岱小学校

### 1 学校の状況

児童数 133名

周辺環境 本校は、函館市の中心部、副都心五稜郭の繁華街に隣接しており、校区は堀川町、千代台町、的場町、本町の一部と時任町全体に広がっている。校区内には高等学校、幼稚園、市民プール、陸上競技場、野球場、青年センター等、数多くの学校やスポーツ文化施設がある。

地域の特色 校区内に市電、バス路線があり、校外学習等においては非常に便利であるが交通量が多い。地域の人たちからは校区内清掃等に参加いただいたり、校外生活委員会で情報提供をいただくなどの協力がある。

### 2 児童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

全校児童がそれぞれの発達段階に応じて福祉についての理解を深め、学校内外でのボランティア活動、ノーマリー教室、共同募金活動を通して、心豊かな子どもの育成をめざすために取り組んだ。

### 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

ノーマリー教室は学級単位で全学級で取り組んだ。

地域清掃活動等のボランティア活動は異学年により縦割班で行った。

募金活動は児童会が中心となって行った。

### 4 社会福祉協議会との連携状況

ノーマリー教室実施にあたり、講師の紹介や福祉機器貸与を社会福祉協議会より受けた。共同募金についても窓口となっていただいた。

### 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月			
5月			
6月	地域合同防災訓練	地域合同防災訓練	地域合同防災訓練
7月	校区内清掃	校区内清掃	校区内清掃
8月			
9月	ノーマリー教室	ノーマリー教室	ノーマリー教室
10月	ノーマリー教室	ノーマリー教室	ノーマリー教室
11月	ノーマリー教室	ノーマリー教室	
12月	赤い羽根共同募金	赤い羽根共同募金 寸劇によるいじめ防止教室	赤い羽根共同募金 ノーマリー教室
1月	命の授業		ノーマリー教室
2月			ノーマリー教室
3月			



## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 ノーマリー教室（全学年実施）

### 具体的な内容

社会福祉協議会にコーディネートいただき、盲導犬、手話、点字、車いす体験、高齢者疑似体験を学年の発達段階に応じて、3年続けて学習できたことはとても意義があり、子どもの心の成長に効果的であると考えている。

## 7 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

福祉の学習を各学年で3年間連続できた意義は大きいので、3年間での指定終了後も道徳や総合等の学習を通して継続することが大切であると考えている。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

予算を活用させていただいて普段は経験することができない「命の授業～腰塚勇人先生」や寸劇によるいじめ防止教室を開催できた。

また、3年間ノーマリー教室を継続できることは例えば前年度点字教室で点字の書き方を学び、次年度視覚障害者との交流で点字でコミュニケーションを取るなど発展させることが考えられる。



腰塚勇人先生の「命の授業」



寸劇によるいじめ防止教室



ノーマリー教室・手話教室



ノーマリー教室・盲導犬教室

# 1年 ノーマリー教室

## 盲導犬教室 (もうどうけんきょうしつ)

平成30年9月13日(木)に北海道盲導犬ユーザーの会、宮武祐子さんが来校しました。1年生に分かりやすく盲導犬について、盲導犬との暮らしについて説明をしてくださいました。



宮武さんに寄りそうガーナ。盲導犬の仕事は「待つこと」だそうです。説明の間も、決して吠えることなく、静かにしていました。



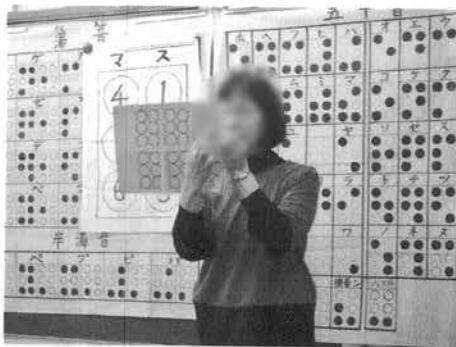
ガーナは九才。人間の歳で言うと五十才前後だそうです。盲導犬は十二才くらいになると引退して、静かに暮らします。



1年生は、初めて盲導犬を見た子ども多いので、最初から最後まで、興味津々で宮武さんの説明を聞いていました。少しガーナに触れさせてもらいました。とっても優しい目のガーナ。そばにいただけで癒やされます。



# 2年 ノーマリー教室 点字で交流



点のならびかたにはルールがあるんだよ



自分の名前を入れてしおりを作ったよ  
メッセージは「ちよがたい100しょう年」



点筆でおすと、うらがわに点が出る。  
点のルールで書いたことがつたわるよ。



すっかり伝わりましたよ。  
点字のことを知ってくれてありがとう。



点字が知れてうれいすと書きました。伝わるかな。



# ②根室市立花咲港小学校

## 1 学校の状況

児童数 16名

**周辺環境** 本校は、根室市の中心部から5kmほど離れた海岸に接する丘陵地帯にある。寒冷地帯とはいえ海洋性の気候下にあり、年間の寒暖差はさほど大きくはない。通年的に海風が強く、植生としてはクマザサが多くを占める。眼下の海には、時折アザラシ、ラッコ、オオワシなどが姿を見せる。校舎は海拔45.8mの高台にあり、津波の際の指定避難場所になっている。近くには国の天然記念物「車石（くるまいし）」があり、夏場は観光客が訪れる。風、土地、日照時間が確保できることから近年は風力発電、太陽光発電の設置が盛んになってきた。

**地域の特色** 古くから「花咲港」を中心に漁業で栄えてきた地域である。現在も漁業をはじめ、ロシアとの貿易が盛んに行われている。それに伴い、漁業関連企業や、飲食店・雑貨店・コンビニ等の商業施設、郵便局・駐在所・消防署・児童会館など公共施設がある。地域の人口は減少・少子高齢化の傾向にあるが、根室市街地から漁業関連企業に努める通勤者は大変多い。町会組織があり、地域の自治力が高く、歴史的に継続している地域神社の祭典も活発である。地域と合同で実施する運動会や、PTA行事もあり、学校教育への期待や協力が高い地域である。本校は開校122周年を迎えた。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

- ①これまで教育課程に「クリーン作戦」や「老人ホーム訪問」などを位置付け取り組んできた。
- ②地域の少子高齢化に伴い、ボランティア・福祉教育に取り組む教育的価値が高いと考えた。
- ③地域、保護者の理解と協力を得て、活動を広げ深めることができる環境にあった。
- ④ボランティア・福祉に関する児童の意識や関心のさらなる向上を見通すことができた。
- ⑤本活動をきっかけとし、学校と地域のつながりの充実を見通すことができた。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

- ・教育的な価値のある取組として、教育課程（生活科・総合的な学習）に位置付け、活動のねらいや、重点、事前事後指導について教職員の共通理解を図るなど指導体制を整えた。
- ・地域、関係者及び関係機関との連絡・連携体制を整えた。
- ・児童にとってどのような良い影響や効果があったのかを毎回評価し、より良い活動を目指すことを教職員の取り組みの一つとした。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

- ①活動事例など、参考となる活動についてご紹介いただいた。
- ②本校で実施している活動、実施予定の活動に対しての評価をしていただいた。
- ③活動に際して、計画の段階から携わっていただき、車イスなどの物品の貸出や、児童への取り扱いの説明、活動補助などの協力をいただいた。

## 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	第1回クリーン作戦		
5月	第1回廃品回収	第1回クリーン作戦 第1回廃品回収	第1回クリーン作戦 第1回廃品回収
6月	駐在所花壇整備（1・2学年）	駐在所花壇整備（1・2学年）	駐在所花壇整備（1・2学年）

7月	第2回クリーン作戦	第2回クリーン作戦 第1回港っ子呼びかけ隊活動	第2回クリーン作戦 第1回港っ子呼びかけ隊活動
8月		地域みんなのラジオ体操	地域みんなのラジオ体操
9月	第3回クリーン作戦 第2回廃品回収	第3回クリーン作戦 第2回廃品回収	第3回クリーン作戦 第2回廃品回収
10月	老人ホーム訪問	第2回港っ子呼びかけ隊活動 防犯出動式	第2回港っ子呼びかけ隊活動 車イス体験
11月	赤い羽根募金活動	老人ホーム訪問 赤い羽根募金活動 駐在所看板設置	老人ホーム訪問 赤い羽根募金活動 駐在所看板設置
12月	独居老人世帯年賀状作成	独居老人世帯年賀状作成	もちつき大会 独居老人世帯年賀状作成
1月			
2月			
3月	活動のまとめ	活動のまとめ	活動のまとめ

## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

### 活動の名称 (1) クリーン作戦

#### 具体的な内容

児童の主体的な取り組みになるような工夫が必要であった。この活動の「良さ」や「意義」を話し合い共有することから始めた。その後、1～6学年の縦割りグループを作り、ゴミ拾いのコースや持ち物、時間や約束事など計画を立てる場面から主体性をもたせ、実際に活動できるようにした。活動後も「ゴミが目立つ場所」「ゴミが増える時期」などについて日常的に児童の発言が増えたり、下校途中に自主的にゴミを拾ったりするなど、自分たちの住む地域の環境保全に関する意識の高まりが継続している。また、計画の場面では、低学年の児童が日常的な経験をふまえて積極的に意見を発する姿があり、実際の活動では高学年の児童が年下の行動をしっかりと管理する姿が見られるなど、縦割りグループならではの役割の自覚が深まる姿が見られた。回数を重ねるごとにスキルアップし、この活動は、児童にとって意識や実践力はもとより、人間関係の向上につながる重要な活動となっている。

### 活動の名称 (2) 連携による活動

#### 具体的な内容

地域の多くの関係者・関係機関に本活動への関心や協力をお寄せいただき、連携して取り組んだ活動がある。学校単独では実現が難しい活動が、連携によって実現可能となった。

#### ①港っ子呼びかけ隊

地域住民、警察署、漁業関係者から提案されたのがきっかけになった活動である。本校区は、漁業関係企業の車輛による交通量が非常に多い。地域住民及び関係者は、交通事故を危惧しその未然予防に努めているが、各種違反や運転マナーの悪さは依然多い。そこで、「大人は、子どもの声には耳を傾ける」傾向をつかみ、本校の児童の声を役立ててはどうかという趣旨であった。

**【条件】** ・児童の安全面は全て警察官、地域防犯交通安全協議会によって確保される。

・警察署より、活動に際しては警察官制服（子供用）の貸与がある。

・ドライバーへの配布物は警察署が準備する。児童のメッセージも活用する。

**【活動】** 7月～交通量の多い道路脇にて、全校児童によるドライバーへの安全呼びかけをし、同時にメッセージを配布した。

10月～花咲港内セリ会場にて、セリの合間に、本校児童が漁業関係者に交通安全のお願い、呼びかけを実施した。

児童16名、教職員7名、関係者約20名による活動であった。

**【評価】** ・児童にとって、交通安全や命の大切さへの意識とともに「自分たちにできること」への気付きや「もっとできることは？」という意識の向上が見られた。また、地域住民及び関係者との触れ合いを通して、地域の一員であることの安心や自覚が見られた。

・地域住民にとって、児童の顔と氏名を覚える機会になった。また、子どもたちの安全を一層守ろうという意識の向上につながった。

- ・警察署及び漁業関係者にとって「交通安全啓発運動」の一環として、地域と一体に取り組んだ効果的な活動になった。
- ・「地域の学校」としての役割や可能性が見えた3年間であった。

【展開】 この活動から、児童のボランティア意識が一層高まり、子どもの可能性についても注目され、これまでの活動がさらに充実したり、新しい活動に発展したりした。

②児童が2～3人のグループになり、独居老人宅を訪問し会話をする活動。

H30第2回港っ子呼びかけ隊【警察署、郵便局、地域住民、保護者の協力】

③独居老人への年賀状作成。

H28独居老人世帯年賀状作成【郵便局、警察署の協力】

④健康増進やコミュニケーション、規則正しい生活に関する活動。

H29地域みんなのラジオ体操【町会事務局、地域住民】

本校の福祉・ボランティア活動にご協力いただいている主な関係者及び関係機関

- ・北海道警察釧路方面根室警察署 ・日本郵便 ・漁業関連企業 ・PTA
- ・根室市社会福祉協議会 ・根室隣保院附属養護老人ホーム
- ・根室市水産経済部商工観光課 ・町会（事務局、防火防犯交通安全協議会、婦人部）
- ・根室市花咲港消防団 ・地域住民 ・根室新聞社 ・北海道新聞社 ・釧路新聞社

## 7 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

### （1）改善への意識の持続と活動の精査

本校では、福祉の学習・ボランティア活動を生活科及び総合的な学習の時間に位置付け、活動のねらいや指導方針を明確にして取り組む必要があったが、初年度から万全の態勢で取り組めたわけではなかった。まずは見通しをもって実践し、その都度ていねいに検証し、次に生かすという改善を重ねる方法で現在に至るものである。

この一連の過程においては、担当者や管理職が、教職員に対して「常に検証・改善」という意識を持たせ高めることが重要であった。

また、地域・関係機関からの協力は大変喜ばしいことである一方、児童の負担や、教育課程上の整合性などを慎重に見極めるなど、活動を精査・調整することが重要であった。

### （2）継続的な取り組みへの願い

本事業をさせていただいた3年間で、本校の取り組みとして定着した活動や、児童の成長にとって教育的効果が高い活動など、今後も継続させたい取り組みがある。常に検証・改善という意識をもちながら、児童にとってより良い取り組みとなるよう今後も継続・発展させることが、本事業に取り組んだ私たちの課題でもある。

### （3）働き方改革に関する調整

地域・関係機関の都合上、教育課程上の位置付けから外れ、土曜・日曜などの休業日に実施した活動がある（H28～30廃品回収、H30餅つき大会）。これらの活動について、教職員の対応はボランティアという扱いにした。結果的にほとんどの教職員が携わったことで、内容的に充実した活動になったが、今後は教職員の勤務体制を調整する必要がある。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

### （1）教育課程上の意義を明確にする

本校では、福祉・ボランティア活動を生活科、総合的な学習に位置付けて実践したが、まずはそのねらいと趣旨、そして他教科との関連をふまえた上での意図的計画的な取り組みとすることが最優先である。

活動計画について教職員の共通理解を図ることや、全教科にかかわる年間の単元一覧表を作成し、活動の見通しや関連を意識できるようにすることは不可欠である。



## (2)「地域の学校」としての役割を見通す

本活動は学校独自で取り組むことも可能だが、できれば地域や関係機関との連携を視野に入れたい。そうすることで、安全面や内容面でのサポートが得られたり、活動に対する多様な評価をいただいたりできるなど、学校独自では実現が難しいことが可能になることがある。一方、地域や関係機関においても同様であり、子どもたちの活動に何らかの支援を用意されていることが多く、子どもたちが活躍することによって、地域の活性化や地域貢献など様々なメリットが生まれる。連携の充実により、地域の学校としての存在意義や可能性の高まりにつながるのである。

## (3) 評価・改善を行う

本活動は具体的な体験を通して行われるものである。その特性をふまえ、評価については活動を終えた直後に実施するのが望ましい。児童、教職員、関係者など、それぞれの視点での評価を大切にし、学校が責任をもってそれを取り扱い、改善案を立てるのである。活動の直後に評価、改善に取り組むことで、次年度の活動の見通しを明らかにするばかりではなく、常に前向きな学校の姿勢を示し、関係者の理解や信用を高めることも重要である。

### クリーン作戦（縦割り班活動）



自分たちでコースを決め、地域のゴミ拾いをしました。年三回実施しています。観光客が多いため、自分たちの取り組みが役立っていることを自覚しています。根室市水産経済部商工観光課の方も道具を貸してくれたり手伝ってくれたり協力してくれています。

### 海っ子呼びかけたい



地域の道路で、交通安全の呼びかけをしています。警察の制服を着せてもらうこともあります。地域、漁業関係の方々など、たくさんの人が協力してくれます。



魚のセリをする市場で、交通安全の呼びかけをしたのは初めてです。たくさんの仲買人さんが聞いてくれました。



「お元気ですか？」と呼びかけて、一人暮らしの高齢者を訪問しました。「いつも年賀状ありがとうございます」と言われたり、学校の話をして楽しかったです。

### 独居老人世帯年賀状作成



駐在所の所長さんが、宛先住所を印刷した年賀状を用意してくれました。郵便局の局長さんは、年賀状を寄付してくれました。

一人3～4枚、年賀状を書きました。お返事をくださる方もいらっしゃるなので、毎年楽しみです。

# ③ 滝川市立滝川第二小学校

## 1 学校の状況

児童数 381名

**周辺環境** 滝川市北部の屯田町、北滝の川町、滝の川町、二の坂町、黄金町など比較的広大な校区を持っている。市の陸上競技場、スポーツセンター、滝の川公園、市営球場等が隣接している。学校周辺には田畑が点在しており、緑が豊富な環境にある。

**地域の特色** 学校の敷地は丘陵地となっており、冬はその斜面を使ってスキー授業が行われる。また、桜並木や学習園があり、生活科、理科、自立学習などで植物の生長について学んでいる。

少年団活動が盛んで、サッカー、野球、バスケットボール、器楽クラブに多くの児童が参加している。学校の教職員以外にも、地域の指導者が積極的に関わっている。

学校横に大きな道路が通り車の往来が多い。また冬場は豪雪地帯ということもあり、除雪された雪山があちこちに現れる。そのため、季節に関係なく児童には交通安全に気をつけるよう呼びかけを行っている。

## 2 児童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

児童会活動に積極的に取り組む児童が多く、中でも「挨拶運動」「ゴミ拾い」などは、毎年力を入れている取り組みである。ここ数年は、活動の範囲を広げ遊具のペンキ塗りも行っている。4年生以上が積極的に、ボランティア活動に参加する姿勢を見てきた低学年が、「私もゴミ拾いしたい」「僕もペンキ塗りしたい」と声を上げることが多く、この気持ちを繋げたり、広げたりしたいと考えたからである。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

中学年の総合的な学習で「福祉」の領域を学習する。また、児童会書記局・代表委員が、毎年「ゴミ拾い」「公園、遊具のペンキ塗り」「非常口前の除雪」などの計画を立て、任意で参加者を募り、放課後活動している。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

赤い羽根募金の寄贈やリングプルの寄贈など、社会福祉協議会の方に連絡を取り合い、学校にてその寄贈式等を行っている。

## 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	・あいさつ運動（通年）	・あいさつ運動（通年）	・あいさつ運動（通年）
5月	・校舎回りのゴミ拾い	・校舎回り、滝の川公園のゴミ拾い	・校舎回り、滝の川公園のゴミ拾い
6月			
7月	・滝の川公園のゴミ拾い ・あいさつ運動（江陵中と合同で）	・あいさつ運動（江陵中と合同で）	・あいさつ運動（江陵中と合同で）
8月	・滝の川公園遊具ペンキ塗り		・車いす、アイマスク体験（3年生）
9月		・車いす、アイマスク体験（3年生） ・滝川西公園遊具のペンキ塗り	
10月	・通学路のゴミ拾い	・校舎回り、滝の川公園のゴミ拾い	・遊具のペンキ塗り ・校舎回り、滝の川公園のゴミ拾い
11月		・アダプテッドスポーツ（4年生） ・学校遊具のペンキ塗り	・車いす、介護用ベッド、歩行器等の体験（4年生）



12月	・車いす、アイマスク体験(3年生) ・赤い羽根募金	・赤い羽根募金	・赤い羽根募金
1月	・プルトップ寄贈 ・非常口前除雪		・非常口前除雪
2月	・非常口前除雪	・プルトップ寄贈	・非常口前除雪 ・プルトップ寄贈
3月	・非常口前除雪		

## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 しょうがい者理解

具体的な内容

4年生の総合的な学習「福祉」の領域での活動。昨年3年生の時には、車いす体験とアイマスク体験をしたが、今年度は少し視野を広げて、身体の不自由な方々の「生活の一部」を疑似体験した。校区にある『西出興業』さんに協力して頂き、歩行器、車いす、介護用ベッドなどを使い、数メートル移動するだけ、ベッドに寝るだけでもとても大変な方々をサポートする、便利な道具があることを知ることができた。

## 7 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

授業時数が増えたことで、4年生以上は6時間授業が増え、下校が15時を過ぎてしまう。児童が考えたボランティア活動（ゴミ拾いやペンキ塗りなど）を実行しようとする、放課後の時間を使うので、さらに下校が遅くなってしまふ。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

6の設定でも触れた『西出興業』さんは、「もっと多くの人に介護製品を理解してもらいたい」という思いを強く持っており、未来を担う子どもたちにぜひ紹介したいと、積極的に出前授業をしてくれるので、他校でも積極的に活用させて頂いてはどうでしょうか。

## ④枝幸町立風烈布小学校

### 1 学校の状況

児童数 8名

周辺環境 枝幸の市街地から南へ30kmほど離れた地域であり、全戸数は約80戸。酪農と漁業が主産業である。

地域の特徴 「子ども会育成会」の活動が活発で、地引網やキャンプなどさまざまな体験をさせていただいており、地域との関わりも深い。

### 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

学校行事や子ども会育成会の行事でお世話になっている地域に対して、保護者と連携し実践を通じた地域貢献について学ぶ活動を行うため。

### 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

児童会を中心に、保護者の方と連携して推進する。

### 4 社会福祉協議会との連携状況

活動に必要な用具等の購入における相談・連絡を行う

### 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	クリーン作戦 交通安全啓発活動	クリーン作戦 交通安全啓発活動	クリーン作戦 交通安全啓発活動
5月	花植え・農園活動	花植え・農園活動	花植え・農園活動
6月	花植え・農園活動 運動会への高齢者招待	花植え・農園活動 運動会への高齢者招待	花植え・農園活動 運動会への高齢者招待
7月	花植え・農園活動	花植え・農園活動	花植え・農園活動
8月	花植え・農園活動	花植え・農園活動	花植え・農園活動
9月	花植え・農園活動 地域敬老会での合唱等発表	花植え・農園活動 地域敬老会での合唱等発表	花植え・農園活動 地域敬老会での合唱等発表
10月	収穫祭 学芸会への高齢者招待	収穫祭 学芸会への高齢者招待	収穫祭 学芸会への高齢者招待
11月			
12月	育成会餅つき大会	育成会餅つき大会	育成会餅つき大会
1月			
2月			
3月			

### 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 収穫祭

具体的な内容

児童が野菜を植えて、世話をし、収穫をしたものを、自分たちで調理し、お世話になった地域の方たちを招待して食べていただく。

## 7 事業実施で見た課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

天候の不順など、児童の力で野菜の世話をすることの難しさ。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

活動の趣旨を地域の方に理解してもらい、多くの方に参加してもらおうこと。

### クリーン作戦



### 花植え



### 農園活動







餅つき大会



# ⑤芽室町立芽室小学校

## 1 学校の状況

児童数 706名

周辺環境 十勝平野の西部に位置し、平坦で肥沃な農地に適した地である。校区は市街地(21地区)、農村地区(3地区)からなり、児童の多くは市街地区に在住している。

地域の特色 校地が広く、「どんぐり山」や「ふれあい広場」など自然豊かで、エゾリスの姿がたくさん見られる。近年ゆるやかに児童数は減少しているもの、十勝管内2位の児童数で、31学級の大規模校である。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

本校では「あたたか・その気にさせる」をキーワードに教育を進めている。そんな中、芽室町3つの心運動(あいさつ・親切・美化)で、自己有用感と自主性を養うためボランティア活動に取り組み、本事業に参加させていただいた。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

児童の主体的な取組として「3つの心運動」、「運動会プロジェクト」、「学芸会プロジェクト」等、児童会が中心となってボランティア活動を推進することと、学級活動や総合的な学習の時間を使った取組で福祉教育・ボランティア活動を推進している。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

共同募金運動啓発活動や4年生に「認知症サポーター養成講座」、車椅子の借り受けなど。

## 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	みんなでリサイクル(牛乳パック等)通年	みんなでリサイクル(牛乳パック等)通年	みんなでリサイクル(牛乳パック等)通年
5月	花を植え、地域美化の素地を養う(花植え・ごみ拾い)	花を植え、地域美化の素地を養う(花植え・ごみ拾い)	花を植え、地域美化の素地を養う(花植え・ごみ拾い)
6月	運動会等に高齢者を招待する	運動会等に高齢者を招待する	運動会等に高齢者を招待する
7月	地域の特産物の理解を図る	地域の特産物の理解を図る	地域の特産物の理解を図る
8月	地域参観日に地域の方々(高齢者等)を招待する	地域参観日に地域の方々(高齢者等)を招待する	地域参観日に地域の方々(高齢者等)を招待する
9月	あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動
10月	学芸会に高齢者等を招待する クリオネの飼育開始	学芸会に高齢者等を招待する	学芸会に高齢者等を招待する
11月	共同募金運動啓発活動	共同募金運動啓発活動	共同募金運動啓発活動
12月	認知症サポーター養成講座 4年生受講	認知症サポーター養成講座 4年生受講	認知症サポーター養成講座 4年生受講 防災教室4年生
1月			
2月			
3月			



## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 芽室町3つの心運動 「あいさつ・親切・美化」

### 具体的な内容

あいさつ運動・親切運動の実施や校内の敷地の花壇やプランターに花を植えたり、学校周辺の道路横の歩道に花を植えたりして美化に努める、芽室町3つの心運動（あいさつ・親切・美化）に本校でも取り組んでいる。

## 7 事業実施で見た課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

学習指導要領改訂にかかわり、外国語の時数などが増え、福祉教育やボランティア活動など心を豊かにする活動にかける時数が足りなくなっている。教育課程の編成の工夫が課題。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

児童の自己有用感と自主性を育てるために福祉の学習・ボランティア活動は大変有効だと考える。町内会で道路に花を植えている。地域の大人が良い見本となって活動を支えてくれていたので、子どもたちの「やってみよう」という心が生まれている。地域との協働がポイントの一つだと感じた。

# ⑥中標津町立俵橋小学校

## 1 学校の状況

児童数 12名

周辺環境 釧根平野に位置し酪農と畑作が混在する農村地域にある。

地域の特色 道東中標津町でも標津寄りに位置する。保護者のほとんどが酪農または酪農関係に従事している。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

地域福祉への理解と関心を高めボランティアの心や社会連帯の精神を養うため。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

全校・たてわり班活動を通してボランティア活動の推進にあたる。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

講演や講習、また活動に対するアドバイスをいただくなどの連携を図った。

## 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月		環境整備作業 校区クリーン作戦	環境整備作業 校区クリーン作戦
5月	環境整備作業 校区ごみ拾い作戦	農園作業	農園作業
6月	緑の羽根募金	緑の羽根募金	緑の羽根募金
7月	七月集会 保育園児を招待	七月集会 保育園児を招待	七月集会 地域に呼びかけ
8月			
9月	総合的な学習 地域の方を講師とした学習	聴覚障がい者との交流	聴覚障がい者との交流
10月	学習発表会 郷土芸能 高齢者を招待	学習発表会 郷土芸能 高齢者を招待	学習発表会 郷土芸能 高齢者を招待
11月			
12月	赤い羽根募金	赤い羽根募金	赤い羽根募金
1月	バードテーブル	バードテーブル	バードテーブル
2月	車イス体験学習	ブラインドウォーク体験学習	
3月	美化びか運動	美化びか運動	美化びか運動

## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 校区クリーン作戦

具体的な内容

たてわり班毎にリアカーを引きながら校区内のごみ拾いを行います。ごみの多さに毎年驚かされます。

## 7 事業実施で見た課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

子ども達の活動を積極的に広報しないと地域の人たちに気付いてもらえない。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

学校での活動を広く地域に発信し、協力を仰ぎ、巻きこんでいくことで活動の広まりが感じられる。

校区クリーン作戦







農園作業



## 2) 中学校

### ① 釧路市立大楽毛中学校

#### 1 学校の状況

生徒数 155名

**周辺環境** 本校は、市街地より約8km離れた釧路市（旧釧路市）の西部に位置している。大楽毛（おたのしけ）地区の急激な人口増加により鳥取中学校より分離され、昭和53年4月開校した。校舎の前にある国道38号線では多くの車が行き交うことから、騒音対策のため二重サッシおよび空調設備を教室に有している。

かつては、学年6学級（一部7学級）、学校全体で20学級を有する大規模校であったが、隣接校区への通学区域の変更や少子化等の影響により、現在は各学年2学級の小規模校である。

**地域の特徴** 本校は、地域との連携が図られることが多く、連合町内会からの協力を受けることも多い。毎年9月に行われる大楽毛神社祭には、多くの保護者および生徒が参加するとともに吹奏楽部が演奏で参加し、祭りを盛り上げる一翼を担っている。

#### 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

本校ではこれまで、ボランティア活動に対して必ずしも積極的にかかわろうとはしていなかった。平成29年度より本校は釧路市コミュニティスクールの指定を受けているが、それに先駆け、平成27年度に研究指定を受けるにあたり、「地域の中の学校」という基本的な考えのもと、地域や社会のために中学生としてどのようなことが出来るか（ボランティア活動・地域へ貢献等）を考えることで、本校生徒の課題である生徒たちの自己有用感や自己肯定感を高めさせたいと考えた。

#### 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

##### ① 学校が主体となる取り組み

・ 地域合同避難訓練 ・ 福祉学習（高齢者疑似体験、老人介護施設訪問）

##### ② 生徒会が主体となる取り組み

・ 地域清掃（町内会、地域企業と合同） ・ ワークキャンプ参加

##### ③ 部活動が主体となる取り組み

・ 防火看板の作成（消防署の協力） ・ ボランティアポスターの作成（国道へ掲示）  
・ 訪問演奏会（老人介護施設や地域保育施設でのボランティア演奏）

#### 4 社会福祉協議会との連携状況

本校では、福祉についての学習として、第1学年での総合的な学習の時間において社会福祉協議会の協力を得て「疑似体験や施設訪問」を実施している。

#### 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	○年間活動計画 ○地域清掃	○年間活動計画 ○地域清掃	○年間活動計画 ○地域清掃
5月	○エコキャップの回収		
6月	○福祉についての学習	○福祉についての学習	○福祉についての学習
7月			



8月	○ワークキャンプ参加 ○防火看板の作成	○防火看板の作成	○防火看板の作成
9月	○訪問演奏会（1回目）	○訪問演奏会（1回目）	○訪問演奏会（1回目）
10月	○ボランティアポスターの作成	○ボランティアポスターの作成	○ボランティアポスターの作成
11月			
12月			
1月	○福祉学習推進セミナー参加		
2月	○訪問演奏会（2回目）	○訪問演奏会（2回目）	○訪問演奏会（2回目）
3月	○活動のまとめ	○訪問演奏会（3回目） ○活動のまとめ	○訪問演奏会（3回目） ○活動のまとめ

## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 地域清掃

具体的な内容

普段大変お世話になっている地域の町内会の方々と、コミュニケーションをとりながら一緒に清掃活動を行い、相互の理解を深める。

## 7 事業実施で見た課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

- ・福祉の学習に関しては、1年生の6月の実施であるため一過性のものとなりがちである。
- ・地域清掃に関しては、（呼びかけはするが）希望者のみの参加であるので、学校全体の広がりを持った活動となっていない。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

ねらい（目的）を明確にしたうえで活動にあたらせるとともに、関係機関とのきめ細かな連携を図ることが重要である。

福祉についての学習①



福祉についての学習②



地域清掃



訪問演奏会



## ②武修館中学校

### 1 学校の状況

生徒数 48名

周辺環境 本校は釧路市武佐に設置されている。市内では唯一の私立学校であり、中高一貫校である。武修館高校は「愛と奉仕に生きる」という建学の精神のもと50年に渡り、釧路市と周辺都市の教育を支えてきた。

地域の特徴 武佐は高齢者が多く、高齢者との連携・交流がボランティア活動において重要視される。本校でも高齢者との交流をボランティア的行事の一環として実施している。

### 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

建学の精神にある「奉仕」を「ボランティア」として具体化して行こうと考えたから。

### 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

総務部が主導して活動にあたる。

### 4 社会福祉協議会との連携状況

活動の報告が円滑に進むよう、書類作成などでアドバイスをいただいた。

### 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	市内一斉清掃奉仕活動	市内一斉清掃奉仕活動	市内一斉清掃奉仕活動
5月	緑の羽根募金活動	緑の羽根募金活動	緑の羽根募金活動
6月			
7月	釧路湿原全国車いすマラソン大会奉仕活動	釧路湿原全国車いすマラソン大会奉仕活動	釧路湿原全国車いすマラソン大会奉仕活動
8月			
9月			北海道胆振東部地震への募金活動
10月	赤い羽根共同募金活動	赤い羽根共同募金活動	赤い羽根共同募金活動
11月	地域高齢者との交流行事	地域高齢者との交流行事	地域高齢者との交流行事
12月			
1月			
2月			
3月			

### 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 釧路湿原全国車いすマラソン大会 奉仕活動

具体的な内容

釧路で行われる車いすのマラソン大会の応援奉仕活動に中高全校生徒で参加する。沿道に並んで声援を送るほか、学校祭期間にクラスごとで応援の横断幕を作り沿道を囲う。また、選手一人ひとりの名前が入ったプラカードを手作りし、プレゼントする。



## 7 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

本校では学校行事がもともと多く、新たに活動を追加することが難しかった。現在中学としては、高校で生徒に紹介しているボランティア活動を中学生にも紹介するといった対策を講じている。これらは自由参加であり、学校行事との兼ね合いは取りやすい。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

準備に長い時間や労力がかかる分、活動に達成感を持つ生徒が多い。学校全体で取り組む大きな活動や、個人レベルでの活動など、年間を通した計画が必要である。

市内一斉清掃



高齢者との交流







### 車いすマラソン奉仕活動 児童感想

私達は毎年夏に車いすマラソン大会の応援奉仕活動を行っています。沿道から大きな声で選手のみなさんを応援する、というものです。他にも学校祭期間に出場者へのメッセージを込めた横断幕を作成して掲示したり、プラカードを作ってプレゼントしたりしました。

今年は大大会当日が悪天候で、スタジアムの中で応援することになりました。少し残念ではありましたが、去年目の前を猛スピードで走り抜けた選手たちの姿を思い返しながら応援活動を行いました。スタジアムでは雨を避けるために中学生も高校生も先生方も身を寄せ合って座り、応援しました。去年はあまり聞こえなかった太鼓部の応援演奏も間近に聞こえ、一体感を感じることができました。

大会が終わった後の選手のみなさんは笑顔でした。きっと力を出し切れた方が多かったのだと思います。私達の応援がその一助になっていたのだとしたら、それはとても素晴らしいことだと思いました。クラスのみなで作ったプラカードや横断幕も出場者のみなさんに喜んでもらえたらとても嬉しいです。

# ③北見市立南中学校

## 1 学校の状況

**生徒数** 322名

**周辺環境** 本校はオホーツク圏の中核都市・北見市(人口約12万人)の中心部に位置している。北見市は、四季折々の豊かで鮮やかな自然とオホーツクブルーの空を背景に美しい街並みが広がる市である。平成18年に北見市・端野町・常呂町・留辺蘂町が合併し、大雪山系の石北峠から肥沃な大地を経てオホーツク海に至るまで、北海道では第1位、全国においても第4位の広さをもっている。また、最近は市からカーリングのメダリストが誕生する等、気候や地域性を生かした冬季スポーツもクローズアップされている。

**地域の特色** 市の中心部には駅や役所、文化施設等が集まり、その南側に本校がある。近年は学校周辺に新興住宅地が多く建ち並んでおり、生徒数にも大きな変動はなく、現在全校生徒は322名である。地域には住宅地の他、一部商業施設もあり、地域人材によるゲストティーチャーや職場訪問等、学校の教育活動に協力的である。また、学校も地域の行事や要請等に応え、協力する機会を大切にしている。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

本校は教育目標である「互いに敬愛し、心豊かな生徒」を育成するため、福祉教育を重視している。誰もがよりよく生きる福祉社会をつくるために、自分ができることは何かを考え、様々な人と共に生きる態度や人を思いやる心、社会に奉仕する精神を育むことを目的として実施した。また、ボランティアに関心を持ち、活動を体験することにより、福祉等をはじめとする諸問題に自発的・主体的に解決していこうとする姿勢を養う機会としている。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

総合的な学習の時間において、地域人材を活用した福祉体験等の学習、地域の清掃活動等のボランティアを行う等、教育課程に位置付け実施している。その他、生徒会を主体とした募金活動、ボトルキャップ・インクカートリッジ回収や、器楽部による病院等でのチャリティコンサート等も行っている。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

本事業を活用した地域の清掃活動等のボランティア推進や、赤い羽根共同募金への協力

## 5 3年間の活動内容

月	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション
5月	巣箱作り 交通安全教室 福祉新聞作成 福祉体験	巣箱作り 交通安全教室 福祉新聞作成 福祉体験	巣箱作り 交通安全教室 福祉新聞作成 福祉体験
6月	福祉・進路体験活動 発表会準備	福祉・進路体験活動 発表会準備	福祉・進路体験活動 発表会準備
7月	自然体験	自然体験	自然体験
8月	自然・社会体験 福祉体験学習 大通公園の清掃活動(修学旅行)	自然・社会体験 福祉体験学習 大通公園の清掃活動(修学旅行)	自然・社会体験 福祉体験学習
9月	収穫祭 オリエンテーション 福祉施設訪問	収穫祭 オリエンテーション 福祉施設訪問	収穫祭 オリエンテーション 福祉施設訪問 大通公園の清掃活動(修学旅行)
10月	学習発表会	学習発表会	学習発表会

11月	学習発表会	学習発表会	学習発表会
12月	学習のまとめ	学習のまとめ	学習のまとめ
1月			
2月			
3月			

## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

**活動の名称** 大通公園の清掃活動

**具体的な内容**

本校3年生は、修学旅行において主体的にゴミ拾いのボランティアを行い、大通公園の美化活動を行っている。この活動を通して公德心を養い社会性を高めることをねらいとしている。

## 7 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

例年実施している福祉体験学習（車椅子体験や妊婦体験等）では、地域の方のご協力をいただいている一方で、本校生徒が地域に出向いて行う活動等、能動的な学習形態が少ない。今後は、教育活動や生徒が主体となって行うボランティア活動に関して、社会福祉協議会にご協力いただきながら内容を検討していきたい。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

与えられてやるものではなく、いかに主体的なボランティア活動にしていくか。そのためには、様々な人と共に生きる態度や人を思いやる心、社会に奉仕する精神にふれ、自発的・主体的に社会の問題を解決していこうとする態度を養う教育活動が土台となるのではないか。また、地域人材の協力を得ながら体験活動等を行うことで、地域の福祉の問題やボランティアに対する関心をより高めていくことができるのではないか。



アイマスク体験

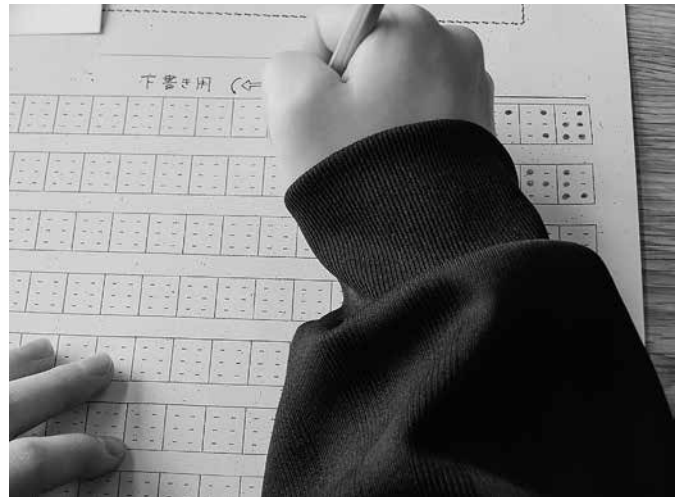


大通公園のゴミ拾い





車いす体験



点字体験



妊婦体験①



妊婦体験②





## 2 第39期短期指定校

### 1) 小学校

- ①室蘭市立高砂小学校
- ②美唄市立茶志内小学校

# 1) 小学校

## ① 室蘭市立高砂小学校

### 1 学校の状況

**児童数** 213名

**周辺環境** 本校は室蘭市の登別市側境界近くに位置し、JR 職員や新日鉄住金および、関連企業勤務者や公務員が多く居住している。周辺は、室蘭工業大学をはじめ、高等学校、中学校等数校が近接し、室蘭市の文教地区と称されている。

**地域の特色** 社宅アパートを中心とした住宅街で、緑に囲まれ落ち着いた環境であるが、少子化が進み、本校は31年度末で閉校する。

32年度から隣接校と統合して新設校として生まれ変わる予定である。

### 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

昨年度の児童アンケートや教職員アンケートの結果から、学習面や生活面における児童の他者と関わる力の不十分さが浮き彫りとなった。ボランティア活動を通し、人の役に立つ経験を重ねることで自己有用感や地域社会への参画意識を高め、他者への思いやりの心を育むことができると考えた。

### 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

4年生の総合的な学習の時間、1年生の生活科、6年生による新1年生お世話活動など、各学年での取組の他、児童会活動やPTA活動とも連動して活動を進めた。

### 4 社会福祉協議会との連携状況

4年生の総合的な学習の時間を中心に、活動計画の提案や市内の様々な福祉団体との連絡調整など、トータルにコーディネートを受けた。

### 5 1年間の活動内容

月	平成30年度		
4月	新1年生お世話活動(6年学活) リングプル回収活動:通年(児童会)	10月	
5月	「ボランティアを学ぼう」調べ学習(4年総合)	11月	PTA落ち葉清掃(PTA) 赤い羽根共同募金講習会(4年総合) 高齢者疑似体験(4年総合) 幼稚園児との交流会(1年生活科)
6月		12月	リングプル贈呈式(児童会) デイサービスセンター施設訪問(4年総合)
7月	義援金募金活動:西日本豪雨災害(児童会、PTA)	1月	福祉学習のまとめと発表(4年総合)
8月		2月	昔遊び交流会(1年生活科)
9月	義援金募金活動:胆振東部地震災害(児童会、PTA)	3月	

## 6 1年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 デイサービスセンター施設訪問（4年総合）

### 具体的な内容

赤い羽根共同募金の講習会を開き、共同募金のしくみや使われ方について話を聞くことで、身近な地域に目を向け、助けを必要としている人々がいることに気づくことができた。

それを踏まえ、高齢者疑似体験から学んだことを生かし、お年寄りが喜んでくれる交流内容や接し方を考え、市内のデイサービスセンターの利用者との交流会を実施した。

いっしょにゲームを楽しんだり、合唱を聞いてもらったりすることを通して、自分たちにできるボランティアについて理解を深めることができた。

## 7 事業実施で見た課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

授業で体験したことや学んだことは、児童の福祉・ボランティアへの興味関心を高めることに役立っているが、各学年や児童会だけの活動で完結し、学校全体としての取組の広がりが不十分だった。まとめの発表で下学年と交流する等、学年間をまたぐ活動があれば、次年度への見通しを持たせることができたのではないかと。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

学習指導要領の改訂により授業時数の確保に苦慮する中、福祉の学習・ボランティア活動の取組として新たに多くの時間を割くことは難しいが、これまで実施してきた教育活動の中に、福祉やボランティアへの興味関心を高めたり、他者との関わりを通して自己有用感を持たせたりする活動を意図的に位置づけ、それぞれの取組を関連づけていくことで、児童の福祉理解にさらに深まりが出るのではないかと。



胆振東部地震  
義援金募金活動  
（児童会）

幼稚園との交流  
（1年生活科）







高齢者疑似体験  
(4年総合)

落ち葉清掃  
(PTA)



デイサービスセンター  
訪問  
(4年総合)

# ②美唄市立茶志内小学校

## 1 学校の状況

児童数 22名

周辺環境 茶志内町は、JR 函館本線及び国道12号線が南北に走る美唄市の北端に位置し、奈井江町に接して東西に広がる広大な地域である。

校区には、茶志内駅周辺・本町並びにかつて茶志内炭鉱があった日東地区で市街地を形成し、更に、1区・2区・3区、協和地区・中村地区から成り立っている。

地域の主たる産業は、米作主体の農業であるが、最近では小麦・アスパラ・ソバ・野菜・花卉栽培など、幅広い作物を生産している。近年は農業以外の仕事に従事している家庭も多くなってきている。

地域の特色 地域住民の減少、茶志内駅の無人化、商店やコンビニエンスストアの撤退、少子化などにより以前のような活気は見られなくなった。しかし、地域行事や育成会の活動など意欲的に行い、学校教育への期待や関心も高い。学校の教育活動に対する理解と協力は十分にあり、同時に、学校に対する期待は大きい。そのため、PTA 活動や学校行事への参加状況も良好である。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

これまでの教育活動の中で、支援を必要とする人たち等全ての方々が幸せな気持ちになり、地域で安心して暮らすことができるようにボランティアや福祉活動に力を入れてきているため。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

学校は、子供たちが自信を持って自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な力を確実に育んでいかなければならない。本校においては、子供たちに知・徳・体をバランス良く育み、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」を柱に、「社会に開かれた教育課程」を展開し、生きる力を身につけさせることがますます重要となってくる。そのためには、今までの「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「コミュニティ・スクール茶志内小」へと転換していく。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

毎年赤い羽根募金活動を行い、連携を行っている。

## 5 1年間の活動内容

月	平成30年度	
4月	ふれあい清掃	10月 学芸会～長寿会（老人クラブ）を招待
5月	校舎外清掃 緑の募金活動・バス停留所清掃	11月 収穫祭～地域・長寿会（老人クラブ）招待 美唄市一斉参観日～地域・長寿会（老人クラブ）招待
6月	ふれあい清掃 廃品回収 運動会～長寿会（老人クラブ）を招待	12月 赤い羽根募金活動
7月	ふれあい清掃	1月
8月		2月
9月		3月

## 6 1年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 地域のバス停留所清掃活動

具体的な内容

地域のバス停留場の清掃を進んで行っていた。子どもたちが清掃計画などもたて自主的に行った。美唄市からも美唄市優良青少年として表彰された。

## 7 事業実施で見た課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

放課後や休日などの場合、遠隔地なため友達と何か活動したいと思っても、中々活動にとならない事もあった。学校を窓口としたことにより、支援等で子どもたちが自主的に活動する場面もあった。

## 8 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

地域や老人クラブの声を書記局などの子どもたちに投げかけ、考えさせることも意識した。また、学校運営協議会などでの協議が、学校を動かしたり子どもたちの気持ちを動かすこともあります。

緑の募金活動



ふれあい清掃



運動会





廃品回収



バス停留所清掃



学芸会





収穫際



地域の方にご挨拶①  
調理実習で作ったカレーをお届けしました



地域の方にご挨拶②  
調理実習で作ったとりめしをお届けしました



赤い羽根募金活動の収益金を社会福祉協議会へ



## 3 協力校の視察報告

### (1) 小樽市指定地域福祉教育懇談会

(手宮中央小学校、潮見台中学校、北陵中学校)

### (2) 滝川市立明苑中学校

北海道社会福祉協議会福祉教育専門委員会委員が、第38期及び第39期協力校の視察にうかがいましたので、視察内容を報告いたします。

# 1) 小樽市指定地域福祉教育懇談会 (手宮中央小学校、潮見台中学校、北陵中学校)

## 「市内小中学校による活動発表と地域住民との懇談会」

報告者：北海道社会福祉協議会 福祉教育専門委員会委員 児玉 稔

- ・視 察 日 時：平成30年12月1日(土) 13:00～15:25
- ・視 察 場 所：小樽市総合福祉センター 4階 研修室

小樽市社会福祉協議会では、各校における「総合的な学習の時間」やボランティア体験活動に協力するなど、学童・生徒のボランティア活動普及事業をとおして、社会福祉への関心を高めるとともに、子どもたちが「共に生きる力」をはぐくむための福祉の学習の推進に着実に取り組んできており、その成果は大変素晴らしいものである。

### 1 各学校の発表

#### ①小樽市立潮見台中学校

今年度指定2年目の協力校である。昨年度は、参加した潮ねりこみ活動において、PTAと協力をして参加することができ、全学年でのかかわりのできた活動である。また、清掃活動についても、通学路のきれいにする取り組みを長く続けており、あいさつ運動と募金活動を一緒に行っているのも、よいアイデアである。

今後は、近い将来に小樽市でもコミュニティ・スクール制度が始まることから、今まで以上に学校と地域との連携が大切になる。

生徒会による「地域を知ろう」では、小樽市内の子どもたちに、外に出て散策し市内の魅力を再発見できるよう、フィールドワークや壁新聞の作成・掲示による情報発信を行っていた。

地域懇談では、地域の方から生徒会による活動の企画について質問が出されていたが、生徒会の生徒からは、基本的には生徒主導で企画し活動を実施しているとのことである。また、胆振東部地震による停電の際には、民生委員が高齢の一人暮らしの方々に声をかけて回るなどしたが、今後はみんなが協力をしていくことが大事であるといった話題も出ていた。

説明は、パワーポイントを使用しながら生徒会の生徒が交代して、わかりやすく説明をしていた。



#### ②小樽市立手宮中央小学校

指定初年度の協力校であり、平成28年4月から4校の統合により新設された学校である。

統合前の色内小学校の伝統を引き継ぎ、観光ボランティア「小樽観光案内人」から指導を受け、5～6年生



児童が総合的な学習の時間を利用し、「小樽観光案内人ジュニア」として市内の各観光地で小樽観光ガイドを行っている。

「小樽観光案内人ジュニア」における6年生の活動としては、修学旅行の自主研修で新千歳空港にいる観光客に小樽や北海道の魅力をインタビュー形式で聞き取りを行ったほか、実際に児童が観光地に出向き観光客へ案内人として説明を行った。説明文章は児童が暗記し、自作のポスター等を掲げながら説明を行った。



### ③小樽市立北陵中学校

指定初年度の協力校で、こちらも統合された学校である。

2001年に小樽市文化財に指定された伝統芸能「高島越後盆踊り」の体験学習や、ケアハウス「はる」への図書貸し出し、文化祭招待等の交流事業のほか、合唱部による合唱発表の慰問活動を積極的に行っている。

「潮音頭」には学校全体で、「スポーツGOMI拾いおたる北運河」には部活動単位等、地域の行事にも参加した。説明は、パワーポイントを使用しながら生徒会の生徒が交代して、わかりやすく説明をしていた。

両校を交えた地域懇談では、豊川町内会より、月に一回「とよかわ喫茶なごみ」を開いているが、地域と学校のコラボとして北陵中の合唱部に歌いに来てもらい、皆真剣に聴いていたこともあって、またお願いしたいとのことであった。また、小学校と中学校の交流についての質問も出されていたが、小・中の9年間でどのように子どもを育てていくかという目標を共有し、年に5回教職員で協議会を開いている。今後は、潮祭りの梯団で、地域の小学校2校と中学校1校のPTAが仲立ちとなって一緒に踊る構想がある。

来年からは、地域と学校の間にもっと結びつきができるようコミュニティ・スクール制度が導入されるとの





紹介もあった。

## 2 提言・まとめ

### 「福祉について考えよう」

北海道社会福祉協議会 福祉専門委員 児玉 稔

「福祉」や「ボランティア」についての考え方などについては、全国各地の社会福祉協議会のWebページに掲載されているものが数多くあり、今回はいくつかの社会福祉協議会に掲載している内容を引用し、紹介した。

内容としては、小学生から高校生までの授業展開を意識しながら、言葉の意味を考えるワークショップなども取り入れ、参加者が一緒に考えながら進められるような展開とした。また、特別支援教育についても考えていただく機会となるよう、道内の特別支援学校の設置状況や障害種別の設置状況などについて紹介をするとともに、障害に関連づけた問題を提示しながら、支援のあり方や障害のある方々の困難について考えていただくようなクイズ形式の展開とした。

まとめとして、得意なことには磨きをかけ、苦手なことにはあきらめずに取り組むことで自信をもって取り組めるようになり、自己肯定感の向上につながることも伝えた。

最後に「すべてのこたえを『相手』から…」という姿勢をもってボランティア等に取り組むことで、楽しく多くのことを学べるようになるということを提言した。

## 3 全体の感想

今年度、潮見台中学校、手宮中央小学校、北陵中学校の3校から発表があったが、それぞれ素晴らしい取り組みをしており、具体的な活動内容についての成果が報告された。3校とも優れた実践を積み上げてきていることは、各校において、校長、教頭、担当教諭を中心に、すべての先生方が、「共に生きる力」をはぐくむため、福祉の学習の推進に向けて取り組んできていることが理解できた。

地域の連合町内会、ボランティア団体、個人ボランティア、老人クラブ、民生児童委員、連携施設の職員等々、多くの方々と連携・協力し、情報の共有を意識しながら活動を推進してきている状況が感じられた。

今後は、胆振東部地震を機に高まった「地域で防災を！」という考え方を大切にし、地域懇談の中でも出されていた避難体制の整備など様々な面での「連携」の重要性を意識しながら取り組みに生かしてほしいところである。

## 2) 滝川市立明苑中学校

### 「地域社会の一員としての自覚を芽生えさせる廃品回収の取組」

報告者：北海道社会福祉協議会 福祉教育専門委員 久保 大輔

- ・視察日時：平成30年12月14日（金）10:00～12:00
- ・視察場所：滝川中央保育所
- ・懇談場所：滝川市立明苑中学校校長室

#### ○ 学校の概要

滝川市立明苑中学校は、旧明苑中学校、東栄中学校、江陵中学校の一部を統合して新設され、市の文教地区に位置している。市文化センターや図書館、郷土館等と隣接し、文化的に恵まれた環境にある。また、JR 滝川駅まで2kmにあり、交通の便にも恵まれている。

校舎は、昭和55年4月8日に開校、同年5月12日に落成式典を挙行し、昭和60年3月に器楽室、多目的室、普通3教室を増築した鉄筋3階、屋上完備の近代的校舎である。平成29年11月11日には創立70周年を記念し、式典及び祝賀会を行った。

生徒の通学区は広範囲で、東滝川地区の通学生のためにスクールバスが配置されている。保護者の職業は、会社員、自営業、公務員、運送業など多岐にわたり、経済的にも比較的恵まれている。近年は、大型商業施設が進出し便利になった反面、校区においても、市内外への人の出入りが多くなっている。

生徒は、一般的に明るく社交的ではあるが、一方で、粘り強く追求する態度や厳しい自己制御などに欠けるところが見られる。また、近年は、人間関係に悩み、不登校傾向になる生徒もあり、生徒指導の課題となっている。高校進学率は、ほぼ100%であり、生徒の進路を含め、教育全般に対する保護者の関心は極めて高く、学校に対しても協力的である。

（滝川市立明苑中学校「学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校視察説明資料」より）



#### ○ 事業の概要

滝川市立明苑中学校3学年では、生徒が廃品回収活動で得たお金で、市内の保育所及び幼稚園7カ所に、絵本やおもちゃを寄贈している。生徒は、校区の住民に1人40枚程度のチラシを配布し活動呼びかけ、おもに、新聞紙やアルミ缶を回収している。

平成30年度の廃品回収で得た総額は139,800円で、1カ所あたり約2万円相当の絵本やおもちゃを市内の保育所及び幼稚園7カ所に寄贈することができた。寄贈は、保育所及び幼稚園に何を寄贈するか事前に選んでもらい、近隣の3カ所については、代表生徒が訪問し寄贈している。

本事業は、生徒が住民と関わることで活動の意義を実感するとともに、地域に密着した活動となっており、今後は、全校生徒と本事業の取組を共有したいと考えている。

当校では、このほかにも高齢者宅の除雪や雪まつりへの参画を行っている。



### ○ 視察内容

廃品回収活動で得たお金で購入したおもちゃを生徒3名（3学年学級委員長）から園児に贈呈する様子を滝川中央保育所において視察した。クリスマス前ということで、サンタクロースに扮した生徒が代表園児におもちゃを寄贈した。園児からは中学生にお礼があり、保育所職員からは園児に仲良く大切に使うよう促した。

視察後は、事業の概要等を聴くため、中学校において贈呈した生徒を含めた懇談を行った。

### ○ 懇談内容

- ・ 教頭から学校の概要について説明。
- ・ 事業の担当教諭から事業の概要について説明。
- ・ 以下、懇談

(委員)

このような取組において地域と関わる中で、自分自身にどのような変化がありましたか。

(生徒)

- ・ 地域での活動範囲が広がった。
- ・ 地域において新たな気付きや発見があった。
- ・ 地域をよく知る機会となった。

(委員)

中学校を卒業し高校生になったら地域において自主的に行ってみたいことはありますか。

(生徒)

- ・ 地域の活動に協力したい。
- ・ 地域で行われているゴミ拾いや雑草取りに積極的に参加したい。

(学校からの課題)

- ・ 授業時間数の確保により、生徒の学校生活は忙しい。
- ・ そのような中で、地域との関わりや異世代交流を行う時間を確保するのが難しい。
- ・ 活動まで準備に要する時間が多く必要である。

(委員)

- ・ 学校においては、時間の無い中で様々な活動が成されており、地域に積極的に関わっておられる中、地域住民が学校（生徒）を支援する意識が高まっていくことに期待したい。
- ・ 学校の取組として学校だけで活動していくには限界があるので、行政や社会教育団体等を活用し、学校と地域をつないでもらうことも可能性として考えてみてはどうか。
- ・ 平成32年度から社会教育士の資格が講習を受講すると取得できるようになることから、先生方にも是非、社会



教育主事講習を受講いただき、学校と地域をつなぐ役割を担っていただきたい。

(同行した滝川市社会福祉協議会会長)

- ・明苑中学校は過去に「滝川の学習院」と呼ばれていたほど、伝統のある学校。
- ・生徒も先生もそのプライドを持ってこれからも地域づくりに取り組んでいただきたい。
- ・皆さんの取組は、必ず、住民が地域を見直すきっかけとなり、住民が自ら地域づくりを学ぶようになると考えている。



## ○ 感想と考察

今回の視察では、学校が地域住民の理解と協力を得て、地域に貢献している子どもたちの活動の様子を伺うことができた。

明苑中学校は、統合する前の旧明苑中学校時代を含めると、昭和22年から地域に根付いている伝統ある学校で、これまでも様々な方法で地域に目を向け、地域に愛され、地域とつながって来た。生徒が積極的に自分の住む地域について考え、地域づくりに参画していくことは、学校においては社会で生きる力を育てる上で、地域においては、持続可能な地域づくりを行う上で、大変重要である。

3年生が行うこの取組は、校区の住民にちらしを配付し廃品回収を行うことで、地域からは学校の教育活動が見え、地域全体で子どもたちを守り育てる住民の機運の醸成につながり、学校においては地域に支えられながら教育活動の充実を図ることにつながるものと確信している。

そのような中で、本取組には、教育課程との関わりから活動に要する時間数の確保に課題がある。その背景には、本活動が学校の教育活動の一環として行われているという認識が強く、地域は単なる受け皿であるにしか過ぎないからである。こうしたことから、何から何まで全てを学校のみで取り組んでいくのではなく、今後は、地域がもっとこうした学校の活動を支え協力していく必要があり、そのためには、本活動を地域住民にもっと知ってもらい理解してもらったり、活動に対して興味・関心を持ってもらえる工夫が必要である。地域づくりや住民の活動を支える行政や団体、あるいは、平成32年度から取得可能な社会教育士の資格を有する学校の教員が住民とのパイプ役となり、地域が学校のこうした活動に対してどのような支援や協力ができるか、更には、目的を共有したうえで、地域づくりに学校と地域が一緒に取り組めることはないか探っていくことが重要であると考えらる。

今後、明苑中学校のこの取組が地域に理解され、住民が積極的に支え協力し、更には同じ目的を持って共同する活動となることを期待したい。





## 4 参考資料

- (1) 第37期・第39期学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校の一覧
- (2) 学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱・要領

# 1) 第37期・第39期学童・生徒のボランティア活動 普及事業協力校の一覧

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校 第37期（平成28年度～30年度指定）

市町村名	小 学 校	中 学 校
函 館 市	函館市立千代ヶ岱小学校	
釧 路 市		釧路市立大楽毛中学校 武修館中学校
北 見 市		北見市立南中学校
根 室 市	根室市立花咲港小学校	
滝 川 市	滝川市立滝川第二小学校	
枝 幸 町	枝幸町立風烈布小学校	
芽 室 町	芽室町立芽室小学校	
中標津町	中標津町立依橋小学校	

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校 第39期（平成30年度短期指定）

市町村名	小 学 校
室 蘭 市	室蘭市立高砂小学校
美 唄 市	美唄市立茶志内小学校

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱

### 1 目的

学童・生徒のボランティア活動普及事業（以下「事業」という）は、小学校、中学校及び高等学校等の児童・生徒を対象として、福祉教育・学習の機会を提供し、体験・交流活動等を推進することにより、地域福祉への理解と関心を高め、ボランティアの心、社会連帯の精神を養うとともに、家庭や地域住民のボランティアに対する理解促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）

### 3 対象校

この事業の対象は、学校教育法第1条に規定する「学校」のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育校及び特別支援学校とする。

### 4 事業内容

小学校、中学校及び高等学校等をボランティア協力校（以下「協力校」という。）として指定し、協力校は市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という）と連携し、地域の実情に合わせた地域福祉に関する次の事業を実施する。

- (1) 地域福祉の考え方を啓発する講演会の開催や学校新聞を利用した広報・啓発活動
- (2) 地域で暮らす障がい者、高齢者等または地域で各種支援活動を行う実践者を講師として招き、地域生活の支え合い活動を学ぶ活動
- (3) 社会福祉施設等への訪問による、入所者との交流や介護等の体験活動（宿泊を含む）
- (4) 体育祭、文化祭等の学校行事への高齢者、障がい児(者)等の招待活動
- (5) 近隣地域においての各種ボランティア活動
- (6) 社会福祉関係行事等への参加
- (7) 防災教育（地域で災害弱者をどのように支援するか等）に関する活動
- (8) その他必要と認められる活動

### 5 協力校の決定

- (1) 道社協は市町村社協に協力校候補の推薦を依頼する。
- (2) 推薦に当たり、小・中学校の併置校については1校として取り扱う。
- (3) 道社協は、市町村社協からの推薦に基づき、北海道ボランティア・市民活動センター運営委員会に設置する福祉教育専門委員会の意見を踏まえ、協力校を決定し、通知する。

### 6 指定期間

協力校の指定期間は短期指定を1カ年、中期指定を3カ年とする。ただし、短期指定を受けた協力校が、指定年度途中で中期指定へ移行した場合の指定期間は、短期指定の期間を含めて3カ年とする。

### 7 道社協の役割

道社協は協力校の活動が円滑に行われるよう、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市町村社協、市町村共同募金委員会、社会福祉施設、学校、教育委員会、北海道共同募金会等関係機関との連携を図り、事業の推進に努める。
- (2) 協力校に対し、福祉の学習に関する資料提供・情報提供等を行い、協力校が多様な活動メニューを取り入れることができるよう援助を行う。
- (3) その他協力校の活動に対し必要と認められる協力・援助を行う。

### 8 経費の助成

道社協が決定した協力校が実施する事業に要する経費について、北海道共同募金会は協力校を推薦した市町村社協からの申請に基づき助成を行う。

助成は、北海道共同募金会が立案する共同募金全道・広域使途（助成）計画並びに共同募金「地域福祉推進事業」助成概要、及び道社協が設置する学童・生徒のボランティア活動普及事業助成金取扱



要綱によるものとする。

〔附則〕

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行するものとし、第 37 期指定の協力校の事業から適用する。なお、第 34 期、第 35 期、第 36 期指定の協力校は、経過措置として平成 26 年 2 月 27 日施行の要綱により事業を実施する。

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要領

### 1 目的

この要領は、「学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の取扱いについて定めるものとする。

### 2 指定校の考え方について

- (1) 実施要綱5に定める協力校の推薦、決定に当たっては、過去に指定を受けていない学校は「新規指定校」、受けている学校は「再指定校」として整理するものとする。
- (2) 短期指定を受けた学校が、中期指定への変更を希望する場合は、市町村社協を通して、学童・生徒のボランティア活動普及事業助成金取扱要綱5（1）にさだめる手続きにより、申し出を行うことができる。道社協は、申し出を受け、福祉教育専門委員会および北海道共同募金会の意見を踏まえ、市町村社協を通して検討結果を通知する。

### 3 新規指定校及び再指定校の取扱い

- (1) 学校の統廃合及び合併等があった場合、当該校は新規指定校とする。
- (2) 学校教育法第53条及び第54条で定める高等学校に置くことができるとされている全日制、定時制及び通信制課程において当該事業を実施する場合、それぞれを別の活動と判断し、市町村社協からの推薦に当たっては、課程ごとに行うことを認めるものとする。  
ただし、同一校で課程ごとに推薦を行う場合は、指定期間がそれぞれ重複しないものとする。
- (3) 分校が設置されている学校にあっては、本校、分校それぞれの所在地に関わらず別の学校とみなし、推薦を行うことを認めるものとする。

### 4 実施に関する基本的視点

協力校は実施要綱4 に列挙する事業内容を踏まえて、事業計画を作成し、事業を実施する。

### 5 関係団体との連携

本事業は、指定校、市町村社協、市町村共同募金委員会が連携し、実施することとする。

また、指定校は、毎年、共同募金活動推進の理解を促す取り組みを市町村社協、市町村共同募金委員会の協力のもと、必ずプログラムに取り入れ、学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校推薦書（様式1）及び学童・生徒のボランティア活動普及事業実施計画書（様式3）の中にプログラムの内容を記載する。

### 6 事業の評価

本事業の実施にあたり、指定終了時（短期指定）及び指定期間毎年（中期指定）に事業評価（振り返り）を必ず行う。

事業評価は、学童・生徒のボランティア活動普及事業評価シート（様式4別紙）を用い、地元において、指定校、市町村社協で実施し、合わせて今後の連携強化の確認を行う。

#### 〔附則〕

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

この要領は、平成27年10月1日から施行するものとし、第37期指定の協力校の事業から適用する。なお、第34期、第35期、第36期指定の協力校は、経過措置として、平成26年2月27日施行の要領により事業を実施する。

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業助成金取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、「学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）5に基づく協力校に対し行う、実施要綱8で規定する助成金の取扱いについて定めるものとする。

なお、協力校に対する助成については、共同募金助成金取扱要領（以下「共同募金要領」という。）及びこの要綱によるものとする。

### 2 助成金の額

1年間の助成金の額は、次の基準によるものとする。

なお、一つの指定期間において各年度の一市町村あたりの助成金額は、300,000円を上限とする。

(1) 短期指定：1校あたり助成額 30,000円以内

(2) 中期指定：1校あたり助成額 100,000円以内

### 3 助成金の対象経費

この助成金の対象経費は、学童・生徒のボランティア活動普及事業を実施するために必要な次に掲げる経費とする。

諸謝金、旅費、消耗品費、器具什器費（単価10万円以上の備品を除く。また、助成金額の1/2を超えない範囲の額とする。）、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、会議費（会食に要する経費を除く。）、手数料、保険料、賃借料

### 4 助成金の申請

実施要綱5(3)により新規の指定通知を受理した協力校は、学童・生徒のボランティア活動普及事業助成金交付申請書（様式2）、学童・生徒のボランティア活動普及事業実施計画書（様式3）及び、共同募金助成申請にかかる様式を作成し、市町村社協を經由して道社協会長に提出するものとする。

また、中期指定の場合は、2年目、3年目についても、年度開始毎に、同様に提出するものとする。

### 5 助成金交付の条件

(1) 事業実施計画を変更するときは、道社協会長の承認を受けるとともに、その指示により北海道共同募金会へ変更に係る様式を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア 当該変更に伴う助成対象経費等の増減が変更前の助成対象経費の額の10分の1を超えないとき。

イ 助成金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(2) 助成金の取扱いについては、赤い羽根共同募金助成金による公的な資金が財源であることから、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(3) 事業実施計画を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ道社協会長の承認を受けるとともに、その指示により北海道共同募金会へ変更に係る様式を提出しなければならない。

(4) 事業実施計画の遂行が困難となったときは、速やかに道社協会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業の終了において精算の結果、助成金に不用額が生じた場合は、その額を北海道共同募金会に返還させるものとする。

(6) 事業指定の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。これに伴い北海道共同募金会は助成金の全額若しくは一部について返還を求めることができる。

(7) 助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業実施計画の完了後において

も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 次の各号に該当するとき、北海道共同募金会はこの助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を求めることがある。助成金の額の確定があった後においても、同様とする。

ア この助成金を他の用途に使用したとき。

イ 事業実施計画の執行に関し、この事業指定の内容又はこれに付けた条件その他の法令又はこれに基づく道社協会長の処分に違反したとき。

ウ 事業実施計画に虚偽、その他不正な行為があったとき。

## 6 助成金の概算払

この助成金は概算払とし、共同募金助成金交付の時期とする。

## 7 実績報告

協力校は、毎年度事業終了毎に、当該年度の実績について、学童・生徒のボランティア活動普及事業実績報告書（様式4）、学童・生徒のボランティア活動普及事業活動内容（様式5）、学童・生徒のボランティア活動普及事業評価シート（様式4別紙）及び共同募金要領に定める報告に係る様式を作成し、市町村社協あて4月上旬までに提出するものとし、その期日は道社協会長が別に定めるものとする。

当該提出を受けた市町村社協は、これをとりまとめの上、4月中旬までに道社協会長に提出するものとし、その期日は道社協会長が別に定めるものとする。

また、市町村社協は、毎年度事業終了毎に、当該年度の実績について、共同募金要領に定める報告に係る様式を作成し、道社協あて4月中旬までに上記書類と合わせて提出するものとし、その期日は道社協会長が別に定めるものとする。

### 〔附則〕

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行するものとし、第37期指定の協力校の事業から適用する。なお、第34期、第35期、第36期に指定した協力校は、経過措置として平成25年4月1日施行の要綱により事業を実施する。

※様式添付省略







社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応 お見舞い等の各種費用	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	<b>新設</b> 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	<b>【見舞費用加算】</b> 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
--------------	---	--

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償 **新設**

### ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

## プラン2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5日勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償  
● オプション: 使用者賠償責任補償 **改定**
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

## プラン4 社会福祉法人役員等の補償 (賠償責任保険)

### 社会福祉法人役員等の賠償責任補償 **改定**

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
 (引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 保険会社 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

# 学童・生徒のボランティア活動 普及事業協力校活動報告書

第**37**期 [平成28年度～30年度指定]

第**39**期 [平成30年度短期指定]



発行 / 平成31年3月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会  
北海道ボランティア・市民活動センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地かでの2.7内  
TEL 011-271-0683 FAX011-271-3956

